公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

2026 年 11 月 2 日

エコマーク商品類型「潤滑油」認定基準の策定にあたっての意見ならびに委員候補者の募集について（募集要項）

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 目的・概要

世界的な脱炭素化の流れや循環型社会の構築、環境流出時のリスク低減を求める動向などを背景に、潤滑油分野においても環境対応が進んでいます。特に、気候変動や地政学的リスクへの備えとして、持続可能な原料の活用や資源循環によるサプライチェーンの多様化（再生基油やバイオマス基油の活用など）は有力な解決策の一つとされています。近年では、使用機器等の省エネルギー化に寄与する「潤滑油」の製品開発も含め、多岐にわたる環境対応の取り組みが業界全体で進められています。

これまでエコマークでは、商品類型 No.110「生分解性潤滑油」において、生分解性を有する製品を対象とし、主に環境流出時の負荷低減に寄与するものを認定してきました。しかしながら、現行の基準は生分解性が求められる用途を想定して策定されたものであり、潤滑油市場全体における多様な環境配慮製品を広く評価・普及させる上では、課題が残されていました。

こうした社会動向や技術変化を踏まえ、多様な環境観点に配慮した製品にも認定対象を拡大し、その普及・促進を図りたいと考えています。また、現行の認定基準につきましても、必要に応じて改定を検討します。

2. 募集対象

（1）「潤滑油」認定基準策定に関するご意見

認定基準策定にあたり、検討の方向性や重視すべき環境評価項目などについての意見を募集します。

（2）「潤滑油」基準策定委員候補者

以下の①および②に該当し基準策定委員会において、委員として認定基準案の策定にご協力いただける委員候補者を募集します。

① 認定基準案策定のための知見等を提供いただける方、あるいは、商品類型に興味・関心があり基準策定やエコマークの普及に特にご意見をお持ちの方

② 企業・団体、特に基準制定後のエコマーク認定取得やその普及に意欲のある企業・団体から推薦や紹介を受けた方（ここで、団体とは事業者関係団体・消費者団体・環境NGOなどを言います。）

基準策定委員には、商品類型に関する供給者、消費者、および中立機関の専門家や有識者を選定することとしています。当該委員は、今回応募された候補者の方を含めた候補者リストの中から、当協会理事長が当該委員会の運営に必要な人選を行って委員を委嘱します。委員名は非公表であり、委員をお願いする方にのみ、個別にご連絡を差し上げます。

（参考）エコマーク商品類型・認定基準の制改定等に関する諸ガイドライン
Ⅱ-2 認定基準策定の手順 → https://www.ecomark.jp/pdf/EM02.pdf

なお委員会は、原則として2か月に1回程度の頻度で、計3回程度、当協会（またはオンライン）にて開催します。会議は非公開とし、委員会へご出席の際には、当協会の規定に基づき、謝金等をお支払いします。

3. 応募方法等

（1）応募方法

所定の提出用紙に必要事項を記入し、電子メールにて事務局宛てにご提出下さい。提出にあたっては、メール件名に「潤滑油の認定基準策定に関する意見」または「潤滑油の基準策定委員候補者への応募」のいずれかを明記してください。

・提出用紙：https://www.ecomark.jp/word/iinoubo.docx

〈必要事項〉

・「潤滑油」認定基準策定に関するご意見の場合

① 氏名
② 所属・役職名
③ 連絡先（住所、電話番号、メールアドレス等）
④ 意見・要望等（認定基準策定に向けた方向性や重視すべき環境評価項目あるいは環境配慮上のご意見・ご要望）

・「潤滑油」基準策定委員候補者への応募の場合

① 氏名
② 所属・役職名
③ 連絡先（住所、電話番号、メールアドレス等）
④ 推薦・紹介を受けた企業・団体
⑤ 委員候補に応募された理由
⑥ 本商品類型の分野に関連する実務等の経験の有無
⑦ 意見・要望等（基準検討の方向性や重視すべき環境評価項目、特に基準化を希望する内容などについての意見など）

※今回の募集を通じてエコマーク事務局が知り得た情報は、エコマーク事業の目的以外に使用することはありません。また、外部に開示・漏洩することはありません。

（2）募集期間

受付開始：2026年11月2日（月）～受付締切：2026年12月1日（火）

（3）提出先および問い合わせ先

公益財団法人日本環境協会　エコマーク事務局　基準・認証課（山中、漣（さざなみ））
E-mail: info@ecomark.jp

以上